

2. 指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン（案）について

2022年 3月25日

総務部 行政改革推進課

■「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定①

1. ガイドラインの策定について

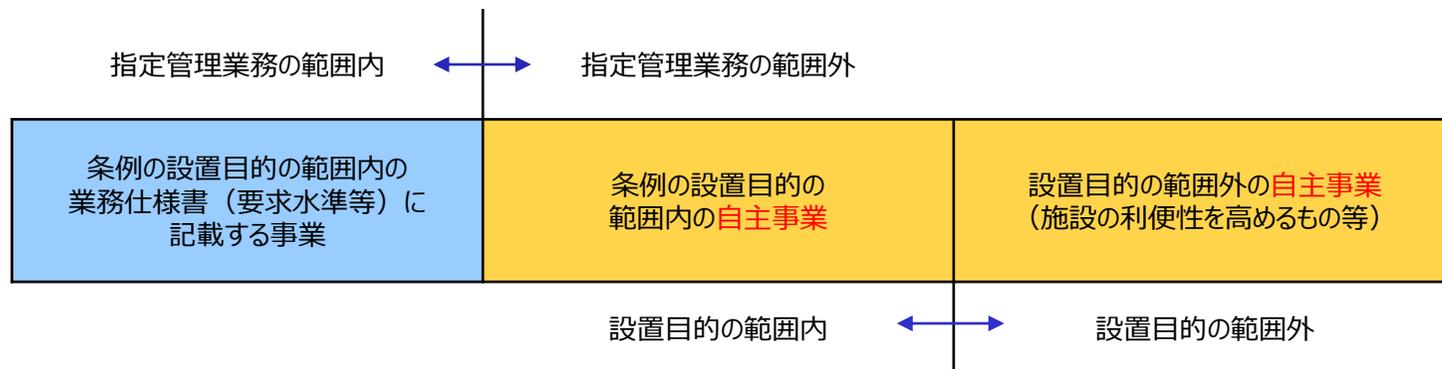
- 「第三セクターの見直しに関する指針」の改訂と併せて、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理料の見える化を図る。
- 「指定管理者制度に関する指針(平成31年4月1日最終改正)」は、廃止する。
- 指定管理施設はR3.4時点で189施設。
- 市公共施設等総合管理計画に基づき、指定管理施設の整理は進めていくが、短期間に成果が出るものではない。
- 施設（事業）の継続と施設（事業）を誰が運営するかは別に考えていく必要がある。

2. 主な変更・追加点

- 公募の原則を明記
- 共同事業体の応募について追記
- 標準的な指定管理期間を4年から5年に変更。
- P F I（Private Finance Initiative）事業者が指定管理者となる場合について追記
- 利用料金制の導入と事業者のインセンティブについて追記

■「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定②

3. 自主事業の取り扱いについて



- 自主事業の承認条件を明記
- 自主事業と指定管理業務における経費区分について明記
- 自主事業の利益の取り扱いについて追記

4. 指定管理料の算定

- 指定管理業務（施設の維持管理）に必要な経費の積算について明記（自主事業にかかる経費は算定しない）
- 人件費 統計的な標準賃金を提示。
- 光熱水費 原則、過去4年の実績を算定基礎とし、精算要件を明記
- 一般管理費および修繕費（小破修繕）の考え方を追記

■「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定③

4. モニタリング・評価の導入

- P D C Aサイクルに基づくマネジメントサイクルの確立
- 「C（評価）」にあたるモニタリングの実施の明記
- モニタリング実施方法の明確化
 - ①実施回数・・・モニタリングは年1回
「要改善」と判断した項目については、年度内に再度確認
 - ②実施時期・・・当該年度の12月までに実施
 - ③利用者アンケートの義務づけ
- モニタリングシートの公表
- 年度評価及び総括評価の実施（自己評価・設置者評価）

- 指定期間中のモニタリング及び年度評価結果を踏まえ、指定管理者制度導入の効果を検証し、市として今後の管理運営の方針に反映

■これまでの経過と今後の進め方

○議会への説明

令和4年1月26日（水）市議会全員協議会にて（素案）を説明
→ 具体的な意見は、ありませんでした。

○庁内での調整

財政担当課及び指定管理所管課との調整を経て本部会議に（案）を提示。
行政改革推進本部会議により決定後、公表。

- 令和4年度からの適用となります。
- モニタリングの実施については、担当課を対象に別途研修を行いたいと考えています。